

計画策定にかかる関係例規

◇ 長浜市市民自治基本条例 《P 1 ～ 7 》

◇ 長浜市附属機関設置条例 《P 8 ～ 1 3 》

◇ 附属機関の会議の公開等に関する要綱 《P 1 4 ～ 1 5 》

◇ 長浜市総合計画審議会規則 《P 1 6 ～ 1 7 》

◇ 長浜市総合計画策定委員会設置規程 《P 1 8 ～ 1 9 》

長浜市市民自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの原則（第3条・第4条）

第3章 まちづくりの担い手（第5条―第9条）

第4章 開かれた市政（第10条―第12条）

第5章 公平な市政（第13条―第18条）

第6章 みんなでつくる市政（第19条―第23条）

第7章 協働のまちづくり（第24条―第26条）

第8章 他の機関等との関係（第27条）

第9章 条例の位置付け及び見直し（第28条・第29条）

附則

わたしたちのまち長浜市は、琵琶湖の東北部に位置し、注ぎこむ多くの清流と、伊吹山系をはじめとする美しい山々に囲まれた、里山・田園の広がる自然環境豊かなまちです。また、いにしえの時代から湖上・陸上交通の要衝、情報の交流点として発展し、いくつもの文化圏の接点であったことから、個性的で多彩な地域文化を育んできました。

また、町衆に代表されるような進取の気性に富んだ創造の担い手や、結いに代表されるような相互扶助の精神による自治の取組が古くから行われてきました。こうした自治の心は今もそれぞれの地域の中に息づいており、長浜らしさとして今日まで受け継がれてきています。

いま、わたしたちを取り巻く情勢は地方分権の進展や社会環境の変化に伴い、近年大きく変化してきています。さらには、わたしたちのまちは様々な歴史や文化を持つ広い地域であり、今後はそれぞれの地域特有の伝統や活動を尊重しつつ一体感のある市政運営が求められています。

そうしたことから、まちづくりの推進に当たっては、市民や市議会、市などの担い手の役割を明確にし、自分たちのことは自分たちが決め自分たちで取り組んでいくという、協働による自治の基本ルールを確立する必要があります。

このような認識のもとに、わたしたちは、この地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源を大切にし、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働による公平・平等で格差のない開かれたまちづくりをすすめるため、ここに長浜市市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割と市政運営の仕組みを定めることにより、協働に

よる自治を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、勤務、就学する者及び市内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本市のまちづくりに関係のある団体
- (2) 市 市の執行機関
- (3) まちづくり 市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと活躍でき安全で安心して暮らせる社会を実現するための公共的な活動
- (4) 協働 市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること。
- (5) コミュニティ 市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを目的として自主的に結ばれた組織及び集団

第2章 まちづくりの原則

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働して次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民及び市が、合意形成を図るために必要な情報を相互に共有できるわかりやすく開かれたまちづくり
- (2) すべての市民の人権が保障され、それぞれの個性又は能力が活かされる公平・平等で格差のないまちづくり
- (3) 市民の自主的・主体的な参画が保障されるとともに、市民及び市が相互の役割を尊重し、みんなで協働して取り組むまちづくり

(情報共有の原則)

第4条 市民及び市は、相互に地域活動を重ねながら、まちづくりに関する情報共有を推進するものとする。

- 2 市は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

第3章 まちづくりの担い手

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利及びまちづくりに関して必要な地域学習を選択して学ぶ権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりに関して自らの責任及び役割を自覚し、その活動において自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。
- 3 市民は、自己責任のもと自ら解決できる問題は自ら解決するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、本市において受け継がれてきた自治の精神を尊重し、まちづくりにおけ

る参画及び人材の育成に努めるとともに、その活動の発展及び促進に寄与するよう努めるものとする。

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう市の監視機能の向上に努めるものとする。

2 市議会は、市民と意見交換を十分に行い、議会活動を活発に行えるよう努めるものとする。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明するとともに、情報公開の求めに応えるものとする。

4 市議会の議員は、市民の代表者として議事に参加し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第7条 市は、まちづくりを推進するため、必要な施策を講じるものとする。

2 市は、市民の自主的・主体的なまちづくりを促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

3 市は、地域におけるコミュニティの役割を認識し、その活動を促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

(市長の役割及び責務)

第8条 市長は、市民生活の安全を守り、民主的かつ能率的で公平な市政運営を図るよう努めるものとする。

2 市長は、市民がまちづくりに参画できる機会を提供するよう努めるものとする。

3 市長は、市民の意見等を積極的に聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 市長は、多様化する市民の行政需要に対応し、協働のまちづくりを推進するため、市民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めるものとする。

(職員の役割及び責務)

第9条 市の職員は、まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務を遂行するよう努めるものとする。

2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、地域の課題把握に努め、市民と連携しまちづくりに自ら積極的に取り組むものとする。

3 市の職員は、まちづくりに必要な能力開発及び自己啓発に努めるものとする。

第4章 開かれた市政

(情報公開の原則)

第10条 市は、まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく公開するものとする。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開することにより、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できるよう努めるものとする。

(会議公開の原則)

第11条 市は、附属機関等の会議を公開するものとする。ただし、法令に定めのあるもの又は別に定めるところにより公開することが適当でないと認められるときは、公開を制限することができる。

(個人情報の保護)

第12条 市は、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について個人の権利及び利益が侵害されることのないよう必要な措置を講じるものとする。

第5章 公平な市政

(市政運営の原則)

第13条 市は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、常に最小の費用で最大の効果をあげるよう努めるものとする。

2 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想の理念に基づき、健全な財政の運営及び計画的な事業の実施に努めるものとする。

(市の組織及び体制)

第14条 市は、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織づくりを行うとともに、行政各分野における課題等に総合的に対応できる体制を整えることに努めるものとする。

(総合計画等に基づく市政運営)

第15条 総合的かつ計画的に市の業務を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画は、この条例の目的に沿って策定及び実施されるとともに、新たな行政需要に対応するため、市民参画のもと柔軟に不断の検討を加えるものとする。

2 市は、次に掲げる計画を策定するときは、基本構想と整合した計画相互間の体系化に努めるものとする。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の地方公共団体と関連する計画

3 市は、前項各号の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めるものとする。

(1) 計画目標及びこれを達成するための業務の内容

(2) 前号の業務に要すると見込まれる費用及び期間

(財政運営の基本事項)

第16条 市は、基本構想及びこれを具体化するための計画を踏まえるとともに、経済状況に柔軟に対応できる財政運営を図るものとする。

2 市は、毎年度予算成立後、施策の予定及び進行状況が明らかになるように予算の執行計画を定め、十分な情報の提供に努めるものとする。

3 市は、決算に関する書類を作成するときは、これらの書類が施策の評価に役立つも

のとなるよう配慮するものとする。

- 4 市は、一般会計その他特別会計の財政状況及び経営状況の公表に当たっては、市民にわかりやすい方法で行うよう努めるものとする。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりをすすめるに当たっては、基本構想その他の計画に基づく施策を実施し、その結果について評価し改善を図るというサイクルに基づき遂行することにより、能率的かつ効率的な市政運営に努めるものとする。

(説明責任)

第18条 市は、市の業務の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、説明するよう努めるものとする。

- 2 市は、行政手続に関し別に条例で定めるところにより、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

第6章 みんなでつくる市政

(まちづくりへの参画)

第19条 市は、まちづくりの過程において、計画、実施及び評価の各段階に市民の参画が図られるよう努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、NPO、コミュニティ、大学等との協働を推進するよう努めるものとする。

(審議会等への参画)

第20条 市は、市政の重要な事項に対し、市民と協働して対処するため、審議会等の附属機関等を設けることができる。

- 2 市は、附属機関等の委員を任命しようとするときは、条例等で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるとともに、性別、年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等に配慮するものとする。

(各種計画策定への参画)

第21条 市は、まちづくりを計画的に実施し、市民の参画を推進するため、基本構想をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画等策定に関する情報を事前に公表すること。
- (2) 市民が計画等の策定に参画できるよう、多様な方法を工夫すること。
- (3) 計画等の計画案及び策定中の経過を公表し、市民の意見を聴くこと。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明すること。

(市民意見等の募集及び反映)

第22条 市は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定改廃に際し、パブリックコメント制度等を活用し、広く市民の意見を聴くものとする。

- 2 市は、前項の規定により市民の意見を聴こうとするときは、別に定めるところによ

り、事前に必要な事項について公表するものとする。

- 3 市は、第1項の規定により提出された意見等について総合的に検討し、その適切な反映に努めるとともに、検討結果を公表するものとする。

(住民投票)

第23条 市長は、市政及び市の将来にかかわる最重要項目について、広く市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 協働のまちづくり

(コミュニティ)

第24条 市民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じた多様なまちづくりを行う組織をつくることができる。

- 2 市民及び市は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくための学習機会の確保に努めるものとする。
- 3 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会その他のコミュニティの活動に参画し、相互に助け合い、協働して行動するものとする。
- 4 市は、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(地域づくり協議会)

第25条 市民は、地域の様々な課題の解決に向けて、市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるため、地域づくり協議会を設置するものとする。

- 2 地域づくり協議会は、地域課題の解決のほか市民にかかわる公共的な活動を担い、様々な主体が行う活動について連携しながら、より効率的、効果的に実施できるよう調整する役割を担うものとする。
- 3 地域づくり協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市その他の組織と連携しながら地域における自治をすすめるものとする。
- 4 市は、地域づくり協議会の活動に対して必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、地域づくり協議会との協働により、事務事業の一部を当該協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施にかかる経費等について必要な措置を講じるものとする。
- 6 市は、地域づくり協議会の活動その他必要な事項について、別に指針で定める。

(多文化共生)

第26条 市民及び市は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、平和に共存することができるまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努めるものとする。

第8章 他の機関等との関係

(国、他の地方公共団体等との関係)

第27条 市は、国、他の地方公共団体その他関係機関との間において、相互に協力して適切な関係の構築に努めるとともに、共通する地域課題の解決のため、積極的に連携するよう努めるものとする。

第9章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第28条 この条例は、本市の自治における基本となるものであり、市民、市議会及び市は、まちづくりの推進に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するよう努めるものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

(条例の見直し)

第29条 市は、まちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、市は市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

長浜市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置等)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委員の守秘義務)

第5条 附属機関の委員（第3条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(長浜市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長浜市特別職報酬等審議会条例（平成18年長浜市条例第41号）

(2) 長浜市公有財産審議会設置条例（平成18年長浜市条例第57号）

(3) 長浜市高齢者保健福祉審議会条例（平成18年長浜市条例第124号）

(4) 長浜市国民宿舎豊公荘運営審議会条例（平成18年長浜市条例第129号）

(5) 長浜市公共下水道事業審議会条例（平成18年長浜市条例第166号）

(6) 長浜市総合計画審議会条例（平成18年長浜市条例第229号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関及びその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際市長又は教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

附 則（平成26年3月28日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表長浜市病院事業倫理委員会の委員の項の次に次のように加える。

ながはまグローバルチャレンジ応援事業 審査会の委員	識見を有する委員	
	日額	15,000円
	その他の委員	
	日額	4,400円

附 則（平成27年2月28日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成27年3月20日条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市公有財産審議会	公有財産等の取得、管理及び処分並びにこれらに関連する事項について調査審議すること。	13人以内
	長浜市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設に関する基本方針及び計画の策定並びに公共施設の管理の最適化その他公共施設マネジメントの推進に関	15人以内

		し必要な事項を調査審議すること。	
長浜市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに地方自治法第100条第14項の政務活動費の額に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	
長浜市不祥事再発防止委員会	不祥事再発防止に向けた対策及び運用に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内	
長浜市地域経営改革会議	行政改革の基本方針及び計画の策定及び進行管理並びに地域経営改革の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	
長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会	男女共同参画社会の実現を目指した計画の策定及び施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	14人以内	
長浜市入札監視委員会	市が発注する工事等の入札及び契約手続における公正性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため必要な事項を調査審議すること。	5人以内	
長浜市総合計画審議会	市政振興のための総合的な計画の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	
長浜市市民活動団体支援事業審査会	市民活動団体支援事業等の候補事業の選定に関し必要な事項を審査すること。	5人以内	
長浜市市民協働推進会議	市民協働によるまちづくりの推進及び市民協働のための計画の進行管理等に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	
長浜市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他必要な事項を調査審議すること。	15人以内	
長浜市子ども・子育て会議	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項その他子ども・子育て支援に関する総合的な施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	

長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に定める被害者の早期発見及び適切な保護又は支援に関し必要な事項を調査審議すること。	25人以内
長浜市健康づくり推進協議会	市民の総合的健康づくり対策の積極的な推進に関し必要な事項を調査審議すること。	25人以内
長浜市予防接種健康被害調査委員会	市が実施する予防接種に起因して発生した健康被害の適正かつ円滑な処理に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内
長浜市高齢者保健福祉審議会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画の策定、総合的な長寿社会対策の推進並びに介護保険事業の健全かつ安定した運営に関し必要な事項を調査審議すること。	24人以内
長浜市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第11条に規定する老人ホームへの入所措置等の要否に関し必要な事項を審査すること。	5人以内
長浜市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの中立性及び公平性の確保並びに人材確保の支援等に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以内
長浜市中小企業金融審査会	市内の中小企業者等の経営の安定及び改善に必要な資金の融資をあっせんするため必要な事項を審査すること。	10人以内
長浜市住民まちづくり事業審査会	魅力ある街並みの形成、商店街のにぎわいの創出その他商業観光の推進効果を高める事業に係る補助金における補助対象者の選定に関し必要な事項を審査すること。	10人以内
ながはまグローカルチャレ	ながはまグローカルチャレンジ応援事	5人以内

	ンジ応援事業審査会	業に係る補助金における補助対象者の選定に関し必要な事項を審査すること。	
	長浜市国民宿舎豊公荘運営審議会	国民宿舎豊公荘の運営に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以内
	名勝慶雲館庭園保存整備委員会	慶雲館庭園の保存及び整備に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内
	長浜市持続できる地産地消推進支援事業補助金審査会	市内産農林水産物等の新商品開発、販路拡大、普及啓発その他市内の地産地消に寄与する取組みに関し必要な事項を審査すること。	5人以内
	長浜市森林ディレクション審議会	森林施策の基本方針及び計画の策定及び進行管理並びに森づくりの推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内
	長浜市都市計画マスタープラン改定委員会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定による都市計画に関する基本的な方針の改定及び推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内
	長浜市歴史まちづくり協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画に関し必要な事項を調査審議すること。	14人以内
	長浜市地域公共交通会議	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進に関し必要な事項を調査審議すること。	23人以内
	長浜市下水道事業審議会	下水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内
	長浜市簡易水道事業審議会	簡易水道事業の経営に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内
教育委員会	長浜市教育委員会事務評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況につ	5人以内

		いての点検及び評価に関し必要な事項を調査審議すること。	
	長浜市教育振興基本計画策定委員会	教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内
	長浜市文化的景観保存活用委員会	本市における文化的景観の保存及び活用に関し必要な事項を調査審議すること。	25人以内
	長浜市史跡等保存活用委員会	本市における史跡等の保存及び活用に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以内
	長浜市学校給食運営委員会	学校給食施設の運営、学校給食に係る負担金その他の学校給食の円滑な運営に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内
	長浜市就学指導委員会	しょうがいのある幼児、児童及び生徒の適切な就学並びに一人ひとりの教育的ニーズに応じて行う支援の充実を図るため必要な事項を調査審議すること。	40人以内
	長浜市学校いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定に基づき、いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を調査審議すること。	7人以内
	長浜市就学前特別支援検討委員会	幼稚園、保育園及び認定こども園における特別支援教育の充実を図るため必要な事項を調査審議すること。	15人以内
市長及び教育委員会	長浜市プロポーザル選定委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため公募又は指名の方法により候補者を選定する場合の当該候補者の選定に関し必要な事項を審査すること。	案件ごとに15人以内

附属機関の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）第27条に定める附属機関の会議の公開の運用について必要な事項を定めるものとする。

(公開又は非公開の決定)

第2条 附属機関の会議は、長浜市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関の長がその会議に諮って行うものとする。

2 附属機関の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の周知)

第3条 附属機関は、公開の会議を開催する場合、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、長浜市広報に掲載するとともに開催当日の1週間前までに、市政情報コーナーに掲示し、市政記者クラブに案内を提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題(会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする議題及び理由を含む。)
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 問い合わせ先

(公開の方法等)

第4条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により公開する。

2 附属機関の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。

3 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席を設ける。
この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定する。
- (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めることとする。

4 公開した会議の結果については、議事録又は会議概要を作成し、会議資料とともに市政情報コーナーに備え付け閲覧に供するものとする。

(非公開会議の会議概要の公開)

第5条 非公開とした会議については、会議終了後、公開した会議に準じて、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

(懇談会等の会議の公開)

第6条 有識者、市民等から意見を聴取し、市政に反映することを主な目的として開催する懇談会、懇話会、研究会その他の要領により開催する会合（本市職員のみで構成するもの、関係行政機関若しくは関係団体との連絡調整を主な目的とするもの又は実行委員会その他のイベント等を実施するために組織するものを除く。）における会議の公開は、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条第2項及び第4条第2項中「附属機関の長」とあるのは、「会合を所管する課の長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成25年10月1日告示第172号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。（後略）

長浜市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市総合計画の策定に関すること。
- (2) その他長浜市総合計画に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

長浜市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 長浜市総合計画を策定するため、長浜市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画案の審議、策定に関すること。
- (2) 総合計画案の策定に係る調査・研究等に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は市長とし、副委員長は副市長とする。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 庁議（長浜市庁議等設置規程（平成18年長浜市訓令第1号）に定める庁議をいう。）の構成員
- (2) その他委員長が必要と認める者

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し主宰する。

(幹事会)

第6条 策定委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、策定委員会の会議に提案すべき原案の作成及び具体的な調査、検討等を行う。
- 3 幹事会は、関係部局長が推薦する所属長等をもって組織する。
- 4 幹事長には総合政策部長を充て、副幹事長は幹事長が指名するものとする。
- 5 幹事長は、会務を総括し、必要に応じて幹事会の会議を招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第7条 委員長は、策定委員会の下にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、策定にあたっての問題・課題の提起、調査、研究等の作業を行う。
- 3 ワーキンググループの構成員は、原則として、市の職員又は関係行政機関等の職員のなかから公募等の手続きを経て、市長が選任する。

(関係職員の出席等)

第8条 策定委員会、幹事会及びワーキンググループは、その職務執行上必要があるときは、

関係職員に対し、資料を提出させ、又は出席を求めて、所掌事務について説明又は報告させることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、総合政策部総合政策課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月8日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第46号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第18号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第10号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日訓令第8号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月1日訓令第27号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。